

2003年(平成15年)11月10日

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市情報公開審査会
会長 高井巖

情報公開請求に対する拒否決定に関する異議申立てについて(答申)

2003年(平成15年)4月7日付けで諮問された「平成13年度及び平成14年度、公共事業における事前設計価格の公知・公表日」に係る情報公開請求に対する拒否決定の件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

藤沢市長(以下「実施機関」という。)が「平成13年度及び平成14年度、公共事業における事前設計価格の公知・公表日」が記載されている文書の公開請求に対し、不存在を理由として2003年(平成15年)3月17日付けでした拒否決定は、妥当である。

2 事実

- (1)異議申立人は、2003年(平成15年)3月5日付けで、実施機関に対し、藤沢市情報公開条例(平成13年藤沢市条例第3号。以下「条例」という。)第10条の規定により、「平成13年度及び平成14年度、公共事業における事前設計価格の公知・公表日」が記載されている文書(以下「本件文書」という。)の公開請求(以下「本件公開請求」という。)を行った。
- (2)実施機関は、同年3月17日付けで、異議申立人に対し、本件文書が不存在であることから本件公開請求に対して、拒否の決定(以下「本件処分」と

いう。)を行った。

(3) 異議申立人は、同年3月31日付けで、実施機関に対し、本件処分の取消しを求める異議申立て(以下「本件異議申立て」という。)を行った。

(4) 実施機関は、同年4月7日付けで、藤沢市情報公開審査会(以下「審査会」という。)に対し、条例第18条の規定により、本件処分について諮問した。

3 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件文書に係る2003年(平成15年)3月17日付けでした実施機関の本件処分の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

本件公開請求の対象である情報は、藤沢市契約課職員よりその存在を認める説明があり、また「情報公開条例に従った手続をとって欲しい」との依頼があったので、それに従い情報公開請求書を提出したにもかかわらず、実施機関が行った本件処分は、それまでの説明や依頼と矛盾する不当な判断である。

また、本件公開請求の対象である情報は、公共事業規則に従って実施される「設計金額」の事前公開という行政行為の実施期日であり、公的情報である。その公開は、公文書をもって公知されるものであり、期日の明示なき公文書はその存在性、有効性に欠陥を有するものと判断する。公的情報が記載されている公文書は、保存義務が課せられたものであり、実施機関が保存していなければならない。

したがって、本件公開請求の対象である情報は公開されるべき情報であり、本件処分の理由である不存在は、不当な行政判断である。

4 実施機関の主張要旨

本市の公共事業における設計価格の事前公表については、平成11年度より実施しており、その内容は、工事名称、設計金額、工事主管課、入札日及び契約番号であり、特に公表の日付については記載していない。

本件公開請求は、その公表に係る「公知・公表日」の公開請求であり、文

書が存在していないため不存在である。

5 審査会の判断理由

(1) 本件請求対象の情報

本件異議申立てにおいて公開請求の対象となっている情報は、平成13年度及び14年度、公共事業における事前設計価格の「公知・公表日」である。

(2) 実施機関の処分の当否

実施機関の非公開理由説明書によれば、藤沢市では平成11年度より、公共事業における設計価格の事前公表を実施しており、そこには工事名称、設計金額、工事主管課、入札日及び契約番号が含まれているが、公表の日付については記載されていない。このため、実施機関の説明のとおり、本件で公開請求された情報も作成されておらず、存在しないものとする考えるほかない。

なお、異議申立人は、公共事業における事前設計価格が市の公文書である以上、書面発行日の無記載はありえず、当然記載されるべきである旨主張する。当該事前設計価格に係る文書が公文書にあたることは認められるが、公文書について一般にその日付を付す義務が法令上実施機関に課されているとまで解することはできない。もっとも、公文書の性質いかんによっては、日付の記載が欠かせない場合もあるかもしれないが、本件のような事前設計価格について、実施機関は公知・公表日の記載を義務づけられると考える特段の理由を見出すことはできない。

もとより、このことは、行政の透明性と情報公開の促進の観点から、設計価格の事前公表の対象となる情報にその公知・公表日を加え、公開範囲を広げることが望ましいという事実を否定する趣旨ではない(実施機関によれば、現在ではそのような行政慣行が定着しているとのことである)。

以上から、実施機関が本件公開請求情報につき、不存在を理由に公開を拒否する処分を行ったことには理由があり、妥当である。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容 等
2003. 3. 5	・ 情報公開請求書受付
3.17	・ 情報公開拒否決定処分
3.31	・ 情報公開異議申立書受理
4. 7	・ 市長から審査会に諮問書の提出及び異議申立人に諮問をした旨の通知
4. 8	・ 審査会から市長に非公開理由説明書の提出要請
4.10	・ 市長から審査会に非公開理由説明書の提出
4.11	・ 審査会から異議申立人に非公開理由説明書の写しを送付及び意見書の提出要請
4.15	・ 異議申立人から審査会に意見書の提出
4.25	・ 審議
5.28	・ 審議
6.20	・ 審議
7.25	・ 審議
9.12	・ 審議
11. 7	・ 審議
11.10	・ 答申

第9期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期 2002.2.1～2004.1.31)

会長

会長職務代理者

氏名	役職名等
小澤 弘子	・ 弁護士
小林 ひろみ	・ 文教大学国際学部教授
高井 巖	・ (元)㈱厚木テレコムパーク常勤監査役
田島 泰彦	・ 上智大学文学部教授
安富 潔	・ 慶應義塾大学法学部教授

(50音順)